

江戸川区公契約条例に基づく労働環境等の確認に関する特記事項

本特記事項は、江戸川区公契約条例及び江戸川区公契約条例施行規則に基づき定めるものとする。

(受注者等の定義)

第1条 本特記事項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 受注者 江戸川区「以下「区」という。」と本契約を締結する者をいう。

(2) 受注関係者 次に掲げる者をいう。

ア 下請、再委託その他いかなる名義によるかを問わず、受注者その他の区以外の者から本契約に係る業務の一部を請け負い、又は受託する者（次号イに掲げる者を除く。）

イ 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第26条第1項に規定する労働者派遣契約に基づき、受注者又はアに掲げる者に対して次号アに掲げる者を派遣する者

(3) 労働者等 次に掲げる者をいう。ただし、江戸川区長（以下「区長」という。）が別に定める者を除く。

ア 受注者又は受注関係者（以下「受注者等」という。）に雇用され、専ら本契約に係る業務に従事する労働基準法第9条に規定する労働者（同居の親族のみを使用する事業又は事務所に使用される者及び家事使用人を除く。）

イ 自らが提供する労務の対価を得るため、受注者又は前号アに掲げる者との請負契約又は委託契約により本契約に係る業務に従事する者

(労働関係法令の遵守)

第2条 受注者は、労働基準法（昭和22年法律第49号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）、最低賃金法（昭和34年法律第137号）その他関係法令を遵守し、労働者の労働環境等を確保しなければならない。

(賃金の支払)

第3条 受注者は、労働者等に対し、区長が定める労働報酬下限額以上の報酬を支払わなければならない。

(受注者の連帯責任)

第4条 受注者は、受注関係者が労働者等に対して支払った報酬の額が、労働報酬下限額未満のときは、当該労働者等に対し、連帯して、当該報酬の額と労働報酬下限額との差額に相当する額を支払わなければならない。

(労働環境等の確認)

第5条 受注者は、労働環境等確認報告書を作成し、区へ提出しなければならない。

2 受注者は、報告内容に変更が生じた場合は、速やかに内容を変更した労働環境等確認報告書を区へ提出しなければならない。

(労働者等への周知)

第6条 受注者は、次に掲げる事項を本契約に係る業務を実施する場所の見やすい箇所に掲示し、又は当該事項を記載した書面を交付すること等により、労働者等に周知しなければならない。

- (1) この条例の適用を受ける労働者等の適用の範囲
- (2) 労働報酬下限額
- (3) 条例第23条の規定による申出をする場合の申出先
- (4) 前号の申出をしたことを理由に、解雇その他不利益な取扱いを受けないこと。

(不利益な取扱いの禁止)

第7条 受注者等は、前条の規定による申出があったときは、当該申出をした労働者等に対し、誠実に対応するとともに、当該申出を理由に、解雇その他不利益な取扱いをしてはならない。

(受注関係者との契約)

第8条 受注者は、本契約の履行にあたって、受注関係者と契約を締結する場合、受注関係者が労働者等に対して労働報酬下限額以上の報酬を支払うこと、及び次条第1項による区長からの求めに応じるよう努めることについて合意を得ること。

(報告の要求等及び立入調査)

第9条 区長は、労働者等から申出を受け、その申出の事実を確認するため必要がある場合、又は労働環境等を確認するため必要がある場合は、受注者に対し、必要な報告若しくは資料の提出を求め、又は区の職員に受注者の事業所等に立ち入らせ、検査、質問その他必要な調査をさせることができる。

2 区長は、前項の規定により立入調査をする場合において、必要があると認めるときは、受注関係者に協力を求めることができる。

3 受注者は、第1項の規定による報告の求め若しくは資料の提出又は立入調査に応じなければならない。

(是正措置)

第10条 区長は、前条第1項又は第2項の規定による報告若しくは資料の提出又は立入調査の結果、受注者等が条例に違反していると認めるときは、受注者に対し是正措置を講ずるよう求めるものとする。

2 前項の規定により是正措置を講ずるよう求められた受注者は、速やかに是正措置を講ずるとともに、区長が指定する期日までに当該措置の内容を区長に報告しなければならない。

(契約の解除)

第11条 区は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、本契約を解除し、又は江戸川区競争入札参加有資格者指名停止等措置要綱の規定に基づく指名停止措置を行うことができる。

(1) 第9条第1項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の資料の提出をし、又は立入調査を拒み、妨げ、若しくは質問に対し答弁しないとき。

(2) 前条第1項に規定する措置を正当な理由なく講じないとき又は同条第2項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をしたとき。

(公表)

第12条 区は、前条の規定により本契約を解除したときは、その旨を公表する。

(損害賠償)

第13条 区は、受注者に対し、第11条の規定による解除により生じた損害の賠償を請求することができる。

2 区は、第11条の規定による解除により受注者等に生じた損害を賠償する責任を負わない。